

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等リスク

①地域の概要・立地

当市は石川県加賀地方の中央部、県都金沢市の南西部に位置しており、県内の自治体で最大の面積754.93km²を有し、市全体が白山手取川ジオパークとしてユネスコに認定されている。人口でも金沢市に次いで2番目である。南部は自然豊かな山々に囲まれ、日本三名山の白山を有する。市域に沿うように県内最大の河川である手取川が流れており、豊富で良質な水にも恵まれ、稲作をはじめ各種農作物の栽培にも適している扇状地は、とても強固な地盤となっている。

本会の管轄は、鶴来地域(35.64km²)である。手取川扇状地の扇頂に市街地が形成されており、年間約108万人が訪れる白山比咩神社が立地している。他にも県立ふれあい昆虫館、獅子吼高原、金劔宮など、集客力の高い観光スポットが所在している。古くから宿場町として栄えた当地区では、観光に関する産業が盛んである。また清酒、味噌、醤油、酢、糀といった5大醸造や、獅子頭、檜細工などの伝統工芸も息づく豊かな地域であることが特徴である。

②想定される地域の災害リスク

イ) 土砂災害及び内水氾濫

鶴来地区では、直線距離およそ11.5kmにわたり、土砂災害警戒区域に指定されている。

また、想定最大規模降雨(1時間あたり最大130mm)により浸水が想定される区域が、住宅地を中心に点在している。

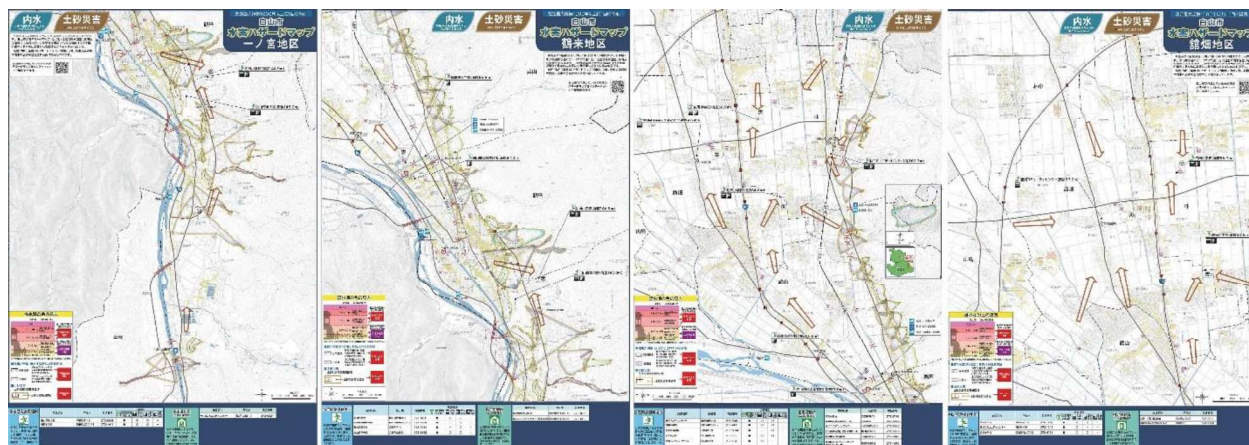


図1:鶴来全地区洪水ハザードマップ(内水、土砂災害)

ロ) 洪水

当地区では、土砂災害警戒区域と並行するように手取川が流れている。白山市洪水ハザードマップ改訂版によると、中心市街地においても1.0m~3.0mの浸水深レベルとなり、多くの事業所、住宅が床上以上の浸水被害を受けることとなる。

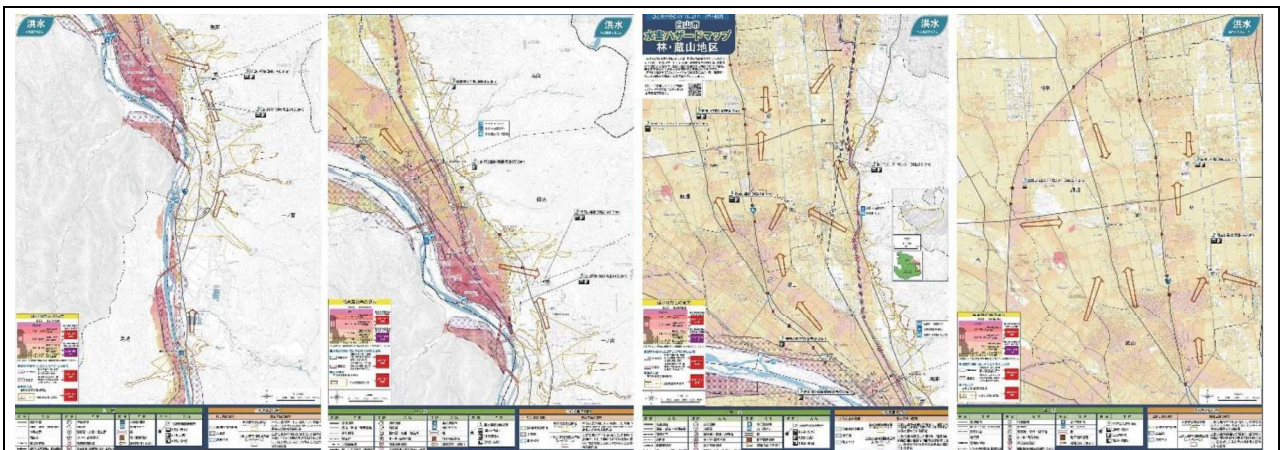


図2:鶴来全地区洪水ハザードマップ(洪水)

ハ) 地震

防災科学技術研究所が発表している J-SHIS マップによると、当地区が最も影響を受けるのが「森本・富樫活断層」である。本会が位置する場所から北陸鉄道沿線にかけて、この活断層に起因した M6.7 程度の地震が、今後 30 年以内に発生する確率は 6 ~ 26 % と比較的高確率と高くなっている。

また、令和 6 年能登半島地震（以下、能登半島地震とする。）では、大きな揺れによって設備や建物に破損が生じるなど一部で被害があったが、事業継続が困難になるような状況ではなかった。

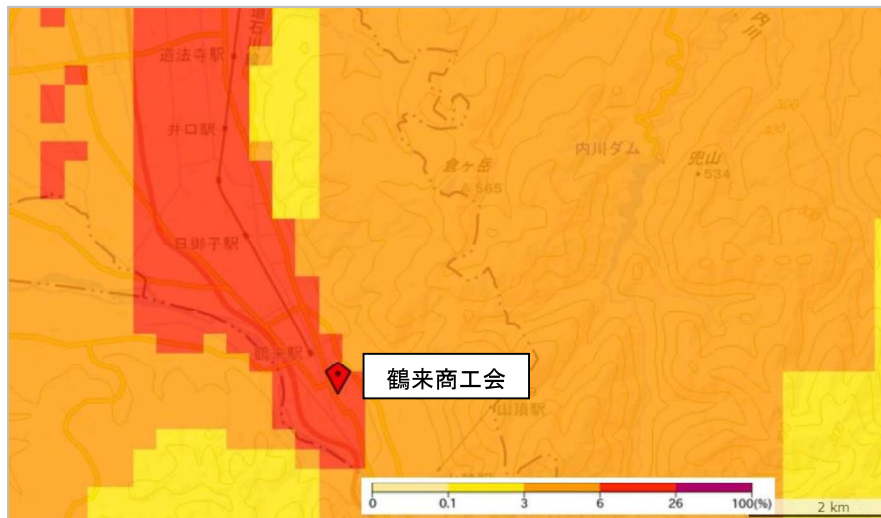


図3:J-SHIS マップ 30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率の分布図(抜粋)

二) 感染症

COVID-19 のまん延に端を発した新しい生活様式の定着は、地域住民の生活のみならず、事業者の営業形態やサプライチェーンにも大きな影響を及ぼした。

また、感染症の発生時には、需要の変動、サプライチェーンの毀損、さまざまな規制や制約など複数のリスクが混在し、事業環境が大きく変わってしまう可能性がある。

(2) 鶴来商工会管内の商工業者の現況

- ・商工業者数 1, 258者
- ・商工業者のうち小規模事業者数 1, 119者
- ・商工業者のうち商工会員数 725者

(令和7年3月31日現在)

	建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食・宿泊業	サービス業	その他	定款事業所	商工業者計
商工業者数	333	89	22	150	97	402	100	65	1,258
小規模事業者数	324	77	16	140	95	391	76	0	1,119
会員事業所数	203	59	13	102	73	181	60	34	725

図4:鶴来商工会管内の業種別商工業者数

本会管内の商工業者はサービス業が402者と最多となっており、次いで333者の建設業が続く。いずれの業種も管内に広く点在しているが、小売業は市街地に集中している。

(3) これまでの取組

①白山市の取組

イ) 地域防災計画の策定

白山市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、白山市防災会議が作成している。市域において発生する災害から市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、災害による被害を軽減し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とし、平成18年4月に作成し、必要に応じて修正されている。

■白山市地域防災計画

<https://www.city.hakusan.lg.jp/seikatsu/bosai/1007654/1001826.html>

ロ) 各地区防災訓練への協力

市は、地区の自主防災組織や町内会が防災訓練を実施する際に助言や協力を行っている。要請があれば、担当職員が現地に赴き、災害備蓄品や資機材の使用方法について説明や実演を行うなど、地域との連携体制を図っている。

ハ) 国民保護計画の策定

白山市国民保護計画は、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定めている。

主に武力攻撃事態において、住民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃による被害を最小にすることを目的とし、平成19年1月に作成し、必要に応じて修正されている。

■白山市国民保護計画

<https://www.city.hakusan.lg.jp/seikatsu/bosai/1007652/index.html>

ニ) 白山市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）及び、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）等と相まって、国全体としての万全の体制を整備し、白山市の新型インフルエンザ等対策の強化を図るために、平成21年9月に策定した計画を改定する形で平成26年7月に定めた。

■白山市新型インフルエンザ等対策行動計画

<https://www.city.hakusan.lg.jp/kenkofukushi/kenko/infuru/1002057.html>

ホ) 新型コロナウイルス感染症の対策

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2類相当から5類へと移行され、ワクチンの全額公費による特例臨時接種は令和6年3月31日で終了した。

新型コロナウイルスワクチンは、令和6年4月1日付の予防接種法施行令改正により、65歳以上の高齢者を対象とした定期接種（B類疾病）として位置づけられ、接種体制を確保している。

へ) その他計画の策定

計画策定年月	計画名	計画概要
H27年6月	白山火山防災計画※	噴火災害の軽減に向けての総合的な対策等
H29年3月	白山の火山活動が活発化した場合の避難計画※	噴火災害による人的被害の軽減を図るための具体的な避難計画
H29年4月	白山市業務継続計画	災害時に市役所も被災し、人、物、情報など、利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を設定するとともに、業務の執行体制や対応手順、行政活動に必要な資源の確保等を予め定める計画
H29年11月	白山市津波避難計画	津波が発生した直後から収束するまでの間の住民等の生命と身体の安全を確保するための避難計画
H31年3月	白山市災害時受援計画	災害が発生した際に、人的・物的支援を円滑に受け入れるための受援体制に関する計画

※「白山火山防災計画」「白山の火山活動が活発化した場合の避難計画」は白山火山防災協議会が策定した計画。

②鶴来商工会の取組

イ) 事業者BCPに関する国の施策周知

本会では、平成18年に中小企業庁が公開した中小企業BCP策定運用指針を受け、経営改善普及事業の一環として、有事の際の事業継続に関する準備の重要性などを窓口・巡回相談の機会に周知してきた。

ロ) 事業者BCP策定セミナーの開催

石川県商工会連合会との共催により、セミナーを開催し、小規模事業者等への啓発を行っている。

ハ) 各種相談窓口の設置、運用

大雨、地震などの自然災害や、新型コロナウイルス感染症等疫病のまん延が発生した際に、特別相談窓口を設置し、管内小規模事業者等の事業継続等に関する相談を受け付けている。

ニ) 各種共済やビジネス保険の加入促進

事業所の災害等による休業リスクに対応するため、全日本火災共済協同組合連合会が取り扱う休業対応応援共済や、全国商工会連合会が取り扱うビジネス総合保険（引受会社：東京海上日動火災保険、損害保険ジャパン日本興亜、あいおいニッセイ同和損害保険、三井住友海上火災保険）を会員事業者に対し加入促進を行っている。

ホ) 能登半島地震への対応

当地区事業者に対し、特別相談窓口の開設を周知するとともに、被災状況の調査を実施した。実被害のあった事業者に対し、なりわい再建支援補助金等の申請支援を実施し、迅速な原状回復に努めた。また、被害状況が甚大な他商工会に対し、石川県商工会連合会と協力し、職員を派遣するなどの応援支援を実施した。

II 課題

有事の際の対応は、前述した市の計画を基本とするが、小規模事業者等の事業継続に焦点を置いた体制やマニュアルの整備が不十分である。

能登半島地震のような災害が発生した場合、商工会も被災するため、支援機関としての機能が著しく低下する恐れがある。

このため、商工会連合会、市、県、国等と十分な連携が見込める支援体制の構築と、日頃の備えが必要となる。

(1) 鶴来商工会の課題

①支援体制の構築

本会における BCP の計画やマニュアルが十分に整備されておらず、小規模事業者等に対する支援のスキームや体制が定まっていない。また、市や関係機関との連携、協力体制が明確でない。

②限られたリソース

感染症まん延下において、国や自治体が小規模事業者等の事業継続を目的とした施策を矢継ぎ早に施行したが、スタッフ等リソースの不足もあり、相談窓口としての本会の対応が十分ではなかった面がある。

能登半島地震では、スプリンクラーの破損により事務所が浸水した。事務所から居住地が近い職員が排水作業に当たったが、職員の約半数が当地区外の居住であり、こうした初動に不安が残る。

③平時、緊急時に対応できるスキル等が不足

平時に BCP を普及、計画策定支援を実施するスキルやノウハウを十分に備えたスタッフがいない。

緊急時対応も含め、スキルやノウハウに関する資質向上が必要な状態である。

(2) 事業者支援の課題

①まだまだ低い意識

能登半島地震による強い揺れを経験してもなお、多くの小規模事業者等が BCP の重要性への理解が浅く、有事の際の事業継続に関する準備が整っていない。

②BCP の難しさ

BCP は計画の策定から実行まで、多くの要素を含む難解なプロセスとなっているため、これらの要素を理解し、計画立案を決断するまでの流れに至りにくい。

③時間とリソース、リスク評価の不足

平時の事業活動でも人手不足感が強く、BCP 策定や実行に充てる時間が不足している。また、固定資産の評価も含むリスク評価が十分とは言えず、被災時に適切な対応が取れない可能性が高い。

Ⅲ目標

(1) BCPに関する関係機関との連携体制の構築

有事の際の即応体制を十分にするため、平時から各種リスク共有などを、白山市を主とした関係機関と進め、連携を強化する。

(2) 本会職員のスキルアップ

BCP 策定支援者としての資質向上を目的として、石川県商工会連合会などが主催する支援者研修を積極的に履修し、スキルアップに努める。

(3) BCPの重要性に関する啓発の強化

小規模事業者等に、災害リスクに備えることへの理解を促すため、普及、啓発活動を強化する。具体的にはセミナーの開催や、本会 web サイト、SNS で BCP の必要性を周知する。

(4) 事業継続力強化支援計画及び本会 BCP の随時見直し

必要に応じて白山市担当課と協議し、事業継続力強化支援計画の見直しを行う。計画に変更があれば、石川県へ報告する。

本会 BCP は、平日、休日を問わず発災時、非常時における連絡・情報共有体制が速やかに構築できるよう整備する。また本会のみならず、市、商工会連合会等との間においても被害情報等の共有ルートを構築できるよう整備する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1. 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

2. 事業継続力強化支援事業の内容

本会と白山市の役割、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

白山市	鶴来商工会
全市的な防災計画の立案、実行	個別相談、セミナーによる BCP の啓発、普及
市内防災に係る資材の調達、保管	BCP 策定支援、フォローアップ
災害リスクの共有（災害発生から概ね24時間以内）	
防災訓練の実施	
関係機関等との連携	
事業継続力強化支援計画の見直し	
有事の際の対応及び復旧	

I 事前の対策

(1) 事業者に対する災害等リスクの周知

①巡回、窓口相談時における周知

- ・白山市総合防災マップ等を活用し、被害想定区域に立地する事業者に対し、注意を促す。
- ・BCP について事例に基づき説明し、簡易的なものも含め、BCP の有効性を周知する。
- ・有事の際のリスクヘッジを目的に、本会で取り扱う損害保険等を斡旋する。
- ・国や自治体の発信情報を注視し、タイムリーな情報を提供する。

②会報等による周知

- ・本会会報及び石川県商工会連合会会報を通じて BCP の事例などを紹介するとともに、セミナーの開催等について周知する。
- ・本会公式 LINE アカウント、Web サイトを活用し、情報の発信に努める。

(2) 商工会自身の事業継続計画の作成

令和 7 年度中に作成したものを基本とし、随時見直しを行う。

(3) 関係団体との連携

①BCP セミナーの開催

石川県商工会連合会等と協力し、BCP セミナーを開催する。セミナーは事業者向けと職員向けに分けて開催する。

②保険等のあっせん

石川県商工会連合会、全国商工会連合会を通じて保険会社と連携、リスクファイナンスを目的とした各種保険や共済をあっせんする。

③専門家の派遣

BCP 策定やリスクマネジメントなど、事業者の課題に対し、石川県商工会連合会を通じて各種専門家と連携し、課題の解決にあたる。

(4) フォローアップ

- ・ BCP 策定支援を実施した事業者の取組状況を確認する。
- ・ 必要に応じ白山市と会議を開催し、状況を確認。改善点などについて協議する。

(5) 当該計画に係る訓練の実施

地震や火災などの災害を想定し、避難訓練を実施する。

II 発災後の対策

有事等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

(1) 応急対策の実施可否の確認

- ・ 有事の場合は、発災後 1 時間以内に職員の安否報告を行う。
- ・ 事務局長が統轄となり、本会事務所、道路、電気などのインフラの被害状況を確認する。なおその際、事務所での集合可否の判断も行う。
- ・ 感染症などの国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・ 感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、白山市における感染症対策本部設置に基づき本会による感染症対策を行う。

(2) 応急対策の方針決定

- ・ 本会と白山市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・ 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・ 管内小規模事業者等の被災状況について調査する。被災状況は毎日白山市、石川県商工会連合会へ報告する。(報告手段が毀損されている場合は復旧後速やかに報告する。)

【被害規模の目安は以下を想定】

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> 管内1%程度の事業所で、床上浸水、建物の全壊・半壊等、大きな被害が発生している。 管内10%程度の事業所で、瓦が飛ぶ、窓ガラスが割れる等、比較的軽微な損害が発生している。 被害が見込まれる地域において、連絡が取れない、または交通網が遮断されるなど、確認や連絡が取れない状態となっている。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> 管内0.1%程度の事業所で、床上浸水、建物の全壊・半壊等、大きな被害が1件でも発生している。 管内1%程度の事業所で、瓦が飛ぶ、窓ガラスが割れる等、比較的軽微な損害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> 目立った被害の情報がない。

- 本計画により、本会と白山市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

被災後～2週間	1日に2回共有する。(9時、17時)
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する。(9時)
1ヶ月以降	2日に1回共有する。

- 感染症まん延の場合は、白山市で取りまとめる白山市新型インフルエンザ等対策行動計画等を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する

Ⅲ 発災時における指示命令系統・連絡体制

自然災害等発生時には、平日・休日を問わず地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

- 有事の際には、事務局長の指揮命令により、その他8名のスタッフが手分けして被害状況の確認を行う。
- 被害状況が広範囲に及ぶ場合は、建設、工業、商業、サービスの各部会長及び、青年部長、女性部長に協力を求め、被害状況の確認を行う。
- 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて、事務局長が先決する。
- 災害発生から、概ね3日以内に県の指定する様式(別紙1)にて、地区内事業者の被害額の算定を行い、本会と白山市で共有する。なお、本算定においては、激甚災害指定の根拠となる調査に当たることから、適切に実施する。
- 感染症まん延の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、本会と白山市が共有した情報を石川県の指定する方法により、石川県商工会連合会を通じて石川県へ報告する。

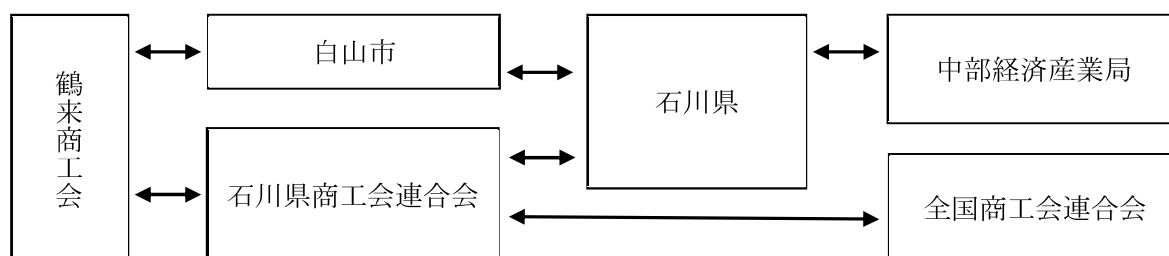


図5:発災時指示系統・連絡体制図

IV 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、県及び白山市と相談する（国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・管内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や石川県、白山市等の施策）について、管内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

V 管内小規模事業者に対する復興支援

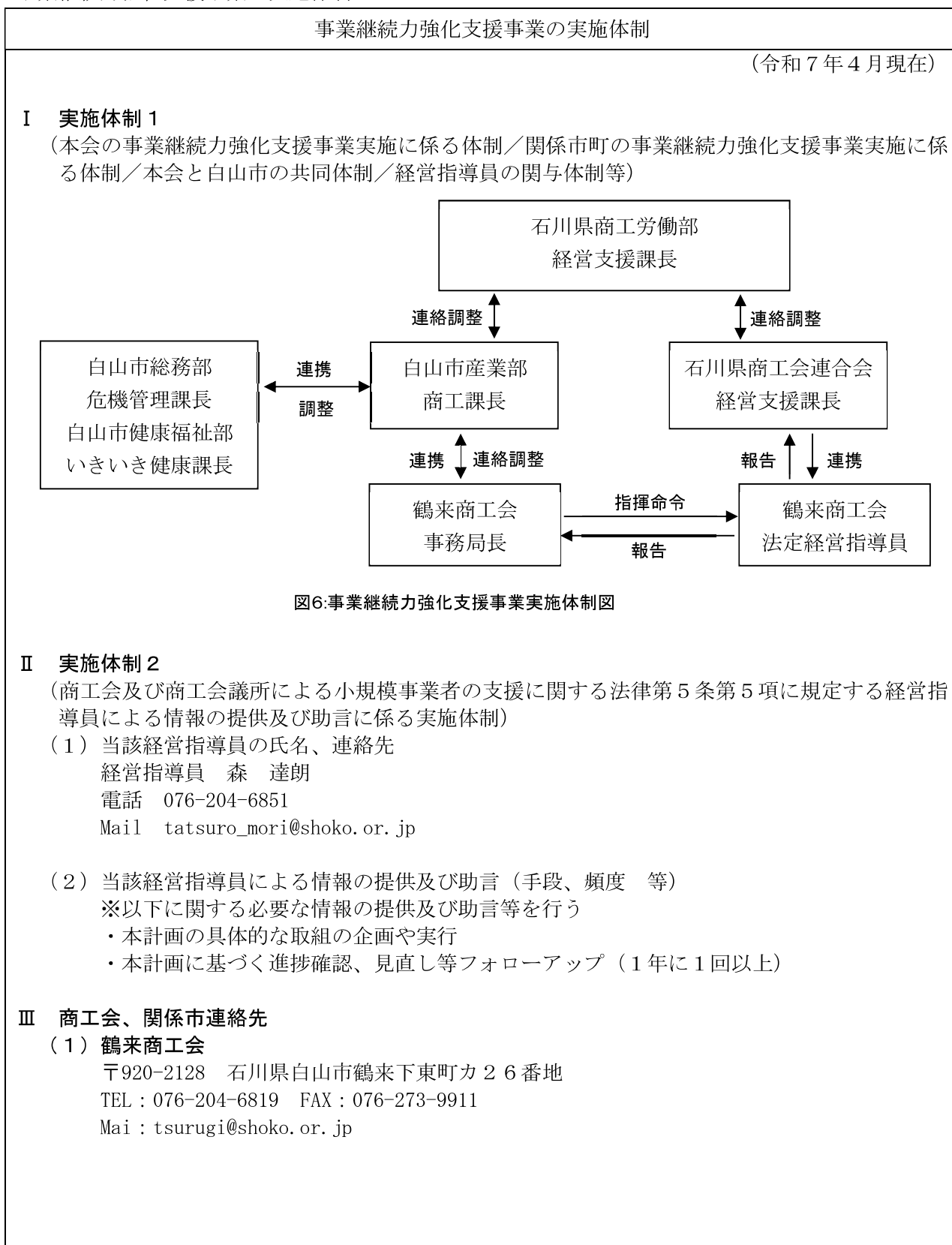
- ・石川県、白山市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・本会の被害が小さく、所属職員の応援派遣が可能な場合は、石川県商工会連合会及び県などからの求めに応じて被災地の商工会、商工会議所等への応援派遣を行う。
- ・被害規模が大きく、本会のスタッフだけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を石川県商工会連合会等に相談する。
- ・発災後の各種支援制度（融資制度、補助制度等）について、国の機関や石川県を通じて本会・白山市で情報収集を行い、事業者への情報提供を行う（上述相談窓口等を活用し行う）。

VI その他

本計画に変更が生じた場合は、速やかに石川県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(2) 白山市

白山市総務部危機管理課

〒924-8688 石川県白山市倉光二丁目1番地

TEL : 076-274-9536 FAX : 076-274-9535

Mail : kikikanri@city.hakusan.lg.jp

白山市健康福祉部いきいき健康課

〒924-0865 石川県白山市倉光三丁目100番地

TEL : 076-274-2155 FAX : 076-274-2158

Mail : ikiikikenkou@city.hakusan.lg.jp

白山市産業部商工課

〒924-8688 石川県白山市倉光二丁目1番地

TEL : 076-274-9542 FAX : 076-274-4177

Mail : syoukou@city.hakusan.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	150	150	150	150	150
BCPセミナー	150	150	150	150	150

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
鶴来商工会会費収入、白山市補助金、石川県補助金、国補助金

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。